

令和2年度第6回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月7日（月）午後1時29分から午後2時34分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(18人)

1番	有重 貢	2番	池本 秀雄	3番	上田 憲昭	4番	大前 万寿美
5番	加藤 好隆	6番	河本 研二	7番	木原 孝行	8番	寺重 茂晴
9番	橋本 正二	10番	橋本 洋資	11番	林 敏明	12番	平尾 敏之
13番	廣瀬 勝秀	15番	松山 和登	16番	箕田 英紀	17番	向井 泰治
18番	横田 和彦	19番	吉森 法和				
4. 欠席委員(1人)

14番 福田 博之
5. 議事日程
 - 報告第19号 利用権の終了（農用地利用集積計画）
 - 報告第20号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
 - 報告第21号 非農地証明願承認
 - 報告第22号 農地転用（農業用施設）届出
 - 議案第28号 農地法第3条
 - 議案第29号 農地法第5条第1項
 - 議案第30号 農用地利用集積計画
 - 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
6. 農業委員会事務局職員
 - 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要

係長 只今から、令和2年度第6回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

（橋本会長 あいさつ）

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしく申し上げます。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は18人であり、総会は成立いたします。

また、福田委員から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、橋本正二委員、廣瀬委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、令和2年度第6回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 19 号から報告第 22 号までの 4 件です。

議案が、議案第 28 号から議案第 31 号までの 4 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 19 号から報告第 22 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 19 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 4 件ご報告いたします。

内容は、8 月 11 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告第 20 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 6 件ご報告いたします。

内容は、8 月 11 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告 21 号「非農地証明願承認」について 3 件ご報告いたします。

申請番号 11 申請地が、廻神町_____外 1 筆、非農地となった理由は、昭和 50 年頃以前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 12 申請地が、三和町上壱_____，非農地となった理由は、平成 12 年 3 月頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 13 申請地が、上田町_____外 3 筆、非農地となった理由は、年月日不詳にて耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第 22 号「農地転用（農業用施設）届出」について 3 件ご報告いたします。

申請番号 5 届出地が、甲奴町小童_____，面積が、313 m²の内、93.42 m²、届出人が、●●●●さん、内容は、農機具倉庫の建築です。

申請番号 6 届出地が、東河内町_____外 1 筆、面積が、789 m²の内、43 m²、届出人が、●●●●さん、内容は、農道の整備です。

申請番号 7 届出地が、三和町敷名_____，面積が、2,335 m²の内、35 m²、届出人が、●●●●さん、内容は、農業用資材倉庫の建築です。

報告については以上です。

議 長 報告第 19 号から報告第 22 号を報告いたしました。

報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 28 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係 長 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 29 申請地が、甲奴町宇賀_____、面積が 1,094 m²、譲受人が、●●●●●
●さんで、経営面積は 4,534 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地は譲受人の農地に隣接しており、近隣農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 29 を決めます。

申請番号 30 は、有重委員に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、有重委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（有重委員 退席）

議 長 申請番号 30 について、事務局から説明を求めます。

係 長 申請番号 30 申請地が、吉舎町辻_____、面積が 1,113 m²、譲受人が、●●●●●
さんで、経営面積は 32,087.3 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人は、近隣農地を広く耕作されています。利用されることについて総合的に支障ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 30 を決めます。

それでは、有重委員に入室いただいでください。

（有重委員 着席）

議 長 申請番号 30 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 31 の説明を求めます。

係 長 申請番号 31 申請地が、三若町_____外 1 筆、面積の合計が 166 m²、譲受人が、
●●●●さんで、経営面積は 6,076 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は市外に転居し家も無くなっています。譲受人取得後は住居からも近く、効率的な利用が見込まれ、周辺への影響もありません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 31 を決します。
次に申請番号 32 の説明を求めます。

係 長 申請番号 32 申請地が、作木町大山_____、面積が 885 m²、譲受人が、●●●●
さんで、経営面積は 87,738 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請地は、譲受人の農地と隣接しており、耕作の利便性から取得されます。何ら問題ないものと思われます。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 32 を決します。
次に申請番号 33 の説明を求めます。

係 長 申請番号 33 申請地が、三和町下板木_____外 4 筆、面積の合計が 3,304 m²、譲
受人が、●●●●さんで、新規営農です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 申請者は空き家バンクを利用して申請地へ転入される方です。野菜の作付けをされ

ます。作付けについては、近所やJAの指導を受けながら徐々に拡大されていきます。管理耕作されるものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 33 を決めます。
次に申請番号 34 の説明を求めます。

係長 申請番号 34 申請地が、三和町下板木_____外 1 筆、面積の合計が 5,996 m²、譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 32,444 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲渡人は遠隔地に住まれ、農地の管理が難しく、譲受人は 20 年以上申請地を借りて耕作されています。今回双方の要望による所有権移転です。譲受人は家族経営で 3.2ha を耕作されており、機械の保有状況、農作業に従事する時間も問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 34 を決めます。
次に申請番号 35 の説明を求めます。

係長 申請番号 35 申請地が、作木町香淀_____、面積が 133 m²、譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 3,254 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲渡人の実家と譲受人は隣家で、申請地は両家の間にあります。以前から譲受人が借りて耕作されていました。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 35 を決めます。
次に申請番号 36 の説明を求めます。

係 長 申請番号 36 申請地が、三和町敷名_____，面積が 7,679 m²，譲受人が、●●●●
●さんで、経営面積は利用権を設定していた本申請地 7,679 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲受人は利用権を設定して耕作していた申請地を継続して耕作していくため取得を希望され、譲渡人は後継者である譲受人に譲渡を希望されており双方の要望による所有権移転です。耕作に必要な機械、耕作に必要な日数も確保され問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

10 番 譲受人の経営面積の記載がないが、譲受人と譲渡人はどういふ関係ですか。

事務局 申請者は親子です。一度解約をして 3 条申請されているため、台帳上の譲受人の経営農地が 0 となるため記載がありません。審議に支障があると思われま。ので、記載方法については検討が必要ですが、改善をします。

議 長 このことについて、意見がありますか。

3 番 この記載であれば新規営農と読み取れるため記載があつた方がよいと思ひます。

議 長 事務局で対応をお願いします。

この申請案件について異議なしと思われの方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 36 を決ひます。

次に申請番号 37 の説明を求めます。

係 長 申請番号 37 申請地が、甲奴町本郷_____外 4 筆、面積の合計が 3,573 m²，譲受人が、●●●●さんで、経営面積は本申請地を合わせて 4,276 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人の父親の死後、休耕地となつていましたが、今回譲受人が耕作されることとなりました。譲受人は後継者もおり、隣接農地への影響おありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われの方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 37 を決めます。

議案第 28 号「農地法第 3 条」については、申請番号 29 から申請番号 37 までを異議なしと決めます。

議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 4 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 25 申請地が、三和町羽出庭_____，面積が 401 m²，譲受人が、●●●●さん，内容は、資材置場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲受人は土木会社を経営されており、資材置場、駐車場として活用されます。なお、倉庫を建てられていますが、無断転用として顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 25 を決めます。

次に申請番号 26 の説明を求めます。

係 長 申請番号 26 申請地が、作木町香淀_____外 1 筆，面積の合計が 42 m²，譲受人が、●●●●さん，内容は、墓地及び排水路兼通路の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 先ほど 3 条申請された農地の一部に、墓地を設置されます。現在の墓地は山手があり、墓参が難しくなっていました。また、過去に裏山の急傾斜地の工事の際に設置された排水路と通路を合わせて転用申請されます。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 26 を決めます。

次に申請番号 27 の説明を求めます。

係 長 申請番号 27 申請地が、四拾貫町_____外 1 筆、面積の合計が 1,760 m²、譲受人が、有限会社 ●●●●、内容は、資材置場及び中古車展示場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は利用権設定されていましたが、借受人は体調を崩され耕作できなくなり、譲渡人に農業後継者がおらず、農地の利用が課題となっていました。今回話がまとまり申請となりました。現在の土地の形状を利用して、肥土を取り碎石を入れられます。排水対策に問題はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 27 を決めます。
次に申請番号 28 の説明を求めます。

係 長 申請番号 28 申請地が、三良坂町三良坂_____外 2 筆、面積の合計が 312 m²、譲受人が、●●●● 株式会社、内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、JR 三良坂駅から概ね 300m 以内にあることから、第 3 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は 20 年以上耕作されておらず、活用が課題となっていました。原野と一体で太陽光発電設備に転用されます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 28 を決めます。

議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項」については、申請番号 25 から申請番号 28 までを異議なしと決めます。

議案第 30 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 30 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

26 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。農地中間管理権設定地の所有権移転が、1 件で 4,051 m²、農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が、11 件で 48,501.6 m²、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が、8 件で 43,174 m²、合計が、20 件で 95,726.6 m²です。各申請については、議案書をご一読ください。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 30 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 30 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろし
くお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と
認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目、泉水地区で作成されています人・農地プ
ランに基づき、プランの担い手である、株式会社 ●●●●に農地 18 筆、32,759 m²
を農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

2 件目、甲奴地区の担い手である、株式会社 ●●●●に農地 8 筆、10,416 m²を農
地中間管理機構を通じて転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用
配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて向井座長から役員会の報告をお願いします。

(役員会報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

(協 議)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回の総会は、10月5日（月）午後1時30分から、本日と同じく三次市役所6階601会議室及び602会議室で開催する予定です。

なお、本日の総会終了後、引き続き意見書委員会及び広報委員会を開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で令和2年度第6回農業委員会総会を終了します。